

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのことに十分留意した上で協定するようしてください。

なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条に基づき安全配慮義務を負います。

- ◆ 3 6 協定で締結した内容を協定届（本様式）に転記して届け出てください。
- ◆ （任意）の欄は、記載しなくても構いません。
- ◆ 入力不可となっている項目は、一括届出事業場一覧作成ツールにより入力する項目となります。

[illegible]

■【時間外労働／休日労働に関する協定届【様式第9号の3の4（第70条関係）】（一般条項）（統紙1）～（統紙5）

時間外労働
休日労働

時間外労働に関する協定届（統紙）

様式第9号の3の4（第70条関係）

3

4

時間外労働をさせる
必要のある具体的事由

業務の種類
【事業場外】

労働者数
（満18歳以上の者）

所定労働時間
（1日）
（任意）

延長することができる時間数
1日
法定労働時間を
超える時間数
所定労働時間を
超える時間数
法定労働時間を
超える時間数
所定労働時間を
超える時間数
法定労働時間を
超える時間数
所定労働時間を
超える時間数
（任意）
1週間（のについては168時間まで、
のについては42時間まで）
延長日
（任意）
1週間（のについては168時間まで、
のについては42時間まで）
延長日
（任意）

時間外労働をさせる必要のある具体的事由

業務の種類【事業場外】

労働者数（満18歳以上の者）

所定労働時間（1日）（任意）

延長することができる時間数

1日

法定労働時間を超える時間数

所定労働時間を超える時間数

法定労働時間を超える時間数

所定労働時間を超える時間数

法定労働時間を超える時間数

所定労働時間を超える時間数

法定労働時間を超える時間数

所定労働時間を超える時間数

（任意）

1週間（のについては168時間まで、のについては42時間まで）

延長日（任意）

1週間（のについては168時間まで、のについては42時間まで）

延長日（任意）

休日労働をさせる必要のある具体的事由

業務の種類【事業場外】

労働者数（満18歳以上の者）

所定休日（任意）

労働させることができる法定休日の日数

労働させることができる法定休日における総業及び終業の時刻

時間外労働をさせる必要のある具体的事由

業務の種類【事業場外】

労働者数（満18歳以上の者）

所定休日（任意）

労働させることができる法定休日の日数

労働させることができる法定休日における総業及び終業の時刻

必ずページ数及びページ数を入力して下さい。